

税に関する作文・ポスター入賞者を紹介します

中高生の皆さんに税の役割や使われ方の正しい知識と理解を深めていただくため、税に関する作文とポスターのコンクールを開催しました。応募数は作文682点、ポスター115点。このうち作文28点、ポスター12点が入賞しました。受賞者は次の皆さんです。(敬称略)

■作文の部

▷**関東信越税理士会長野県支部連合会会長賞** 丸山聖愛(南安曇農業高校)▷**松本税務署長賞** 井上心(南安曇農業高校)、縣小太郎(穂高西中学校)▷**松本地区納税貯蓄組合連合会長賞** 勝野姫衣(豊科南中学校)、西村龍(穂高東中学校)、河西優至(堀金中学校)、高橋美怜(三郷中学校)、藤井百花(明科中学校)▷**安曇野市長賞** 浅野真緒・奥原沙綾(南安曇農業高校)、釜屋小花(明科高校)、内川莉亜(穂高東中学校)、會田菜々子(穂高西中学校)、古川晁也(三郷中学校)▷**安曇野市教育委員会賞** 小口稜汰(南安曇農業高校)、福田結菜・佐々木絵理(明科高校)、



11月27日の表彰式で受賞された皆さん

下村優太・赤羽渥(穂高商業高校)、望月千歳・木村優心・木村心春(穂高西中学校)、宮澤はづき(穂高東中学校)、中村優菜・東條汐里(三郷中学校)、棚橋なるみ(堀金中学校)、石田結乃香・内川七海(明科中学校)

■ポスターの部

▷**安曇野市長賞** 齊藤琉生・下田梨乃・北澤柚月・樋口絢香(豊科南中学校)▷**安曇野市教育委員会賞** 藤澤心美・大山海花・磐下一樹・高山颯真・宮澤希・川上藍(豊科南中学校)、滝本真生(穂高東中学校)、北澤美桜(豊科北中学校)

いざという時・困ったとき だれもが安心して暮らし続けられる地域へ

トピックス 地域の見守り連携を強化 新たに2団体と協定を締結

市は、地域見守り活動に関する連携協定を新たに2団体(ヤマト運輸(株)松本主管支店、(株)カーブスジャパン)と締結し、10月15日、調印式を開きました。この協定は、団体や事業所が日常業務の中で高齢者や障がい者が住宅等で事故につながる異変を発見した場合に市や関係機関に連絡を行うものです。また、団体は市が開催する地域づくり活動に可能な限り参加し連携を深めます。今回の締結で締結団体・事業所は33となりました(初締結は平成29



写真左: ヤマト運輸(株)松本主管支店秋田代表(右)と太田市長(左)
写真右: (株)カーブスジャパン小川代表(右)と太田市長(左)

年)。太田市長はあいさつで「高齢者等の安心した生活のためには、住民同士の支え合いに加えて、地域で活動する団体、企業等との協力・連携が大切」と協力を求めました。

INFO 災害時の避難に不安のある皆さん 同意書の提出を 問福祉課 Tel 71-2253

市では、災害時に自ら安全に避難することが難しく支援を必要とする人の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。避難の支援を行う区等の関係機関への名簿の提供には本人の同意が必要です。対象者には案内を送付しますので、登録を希望する人は提出をお願いします。

■左記の通知がなくても避難に不安がある場合は同意書を提出すると名簿に登録できます。同意書は福祉課・支所・市HPから入手できます。

提令和7年4月に提供する名簿に登録を希望する場合は1月31日(金)までに同意書を福祉課へ直接提出してください。



事業を行う皆さん 給与支払報告書の提出はお早めに

令和6年中に給与等(課税対象の手当を含む)を支払った事業者と給与・賃金、雇人費や専従者給与の支払いをした営業、農業、不動産所得のある人は、給与支払報告書の提出が必要です。

事業者の皆さんには11月に総括表等の書類を送付しましたので、受給者全員分の提出をお願いします。給与支払報告書(個人別明細書)等は税務署で配布しています。昨年eLTAX(エルタックス)で提出した事業者にはeLTAX上のメッセージ機能で、光ディスクで提出した事業者には郵送で給与支払報告書提出のお知らせを送付しましたのでご確認ください。

■ご注意ください

個人事業主の皆さんは、提出時にマイナンバーカード等で本人確認が必要です。

事業を行う皆さん 忘れずに！ 固定資産税 償却資産の申告

会社や個人で事業を行っている人で、1月1日現在に償却資産を所有している人は申告が必要です。申告書は12月上旬に発送しました。用紙の不足や届かない場合はご連絡ください。

■償却資産の対象となるもの

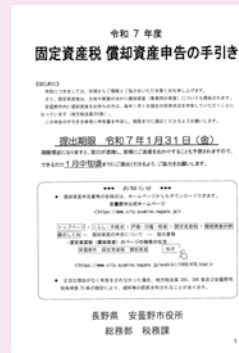
構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具、備品、建物付帯設備(家屋として課税されているものを除く)などの事業用資産

■申告時の注意点

法人税や所得税・市県民税の規定による所得の計算上、損金または必要経費として申告している資産が対象になりますが、確定申告をしない場合や前年と変更がない場合でも申告してください。資産の多少にかかわらず該当する資産は申告してください。

「手引き」で確認！ 計算式や対象資産

「償却資産申告の手引き」で、計算方法や対象資産などの詳細をご確認ください。手引きは税務課・支所・市HP(上記2次元コード)から入手できます。



締め切り 1月31日(金)
問税務課市民税担当 Tel 71-2485



オススメ！ 給与支払報告書のデータ提出



① eLTAX による提出

インターネットからeLTAXに登録し、提出します。詳しくは地方税共同機構HPをご覧ください。



エルタックス

問ヘルプデスク Tel 0570-081459

② 光ディスク(CD-Rなど)による提出

税務・会計ソフトウェアから給与支払報告書のデータを出力し、光ディスクに保存して提出します。

締め切り 1月31日(金)
問税務課家屋担当 Tel 71-2482



Ponit1 農耕作業車が申告対象となる場合

農耕作業車の多くは対象外(軽自動車税の対象)ですが、大型特殊自動車の場合、申告の対象となります。

Ponit2 個人が設置した太陽光発電設備も申告対象に

次の場合は申告をお願いします。

▷ 全量売電する場合

▷ 10kW以上の設備を設置している場合

※法人が取り付けた設備、個人事業主が自己の事業に供する場合はすべて償却資産に該当します。



家屋を取り壊したら お知らせください



毎年1月1日時点で存在する家屋には固定資産税が課税されます。家屋を一部分でも取り壊した場合は「家屋取り壊し申告書」の提出、または税務課家屋担当までご連絡ください。届け出がないと引き続き課税される場合があります。また、4月に送付した固定資産税納税通知書に同封の課税明細書で土地・家屋の課税の内容をご確認ください。